

## 指 定 地 域

騒音	騒音規制法に基づく騒音の規制地域区分		都市計画法の用途地域	
	特定工場等	特定建設作業		
	第1種区域	第1号区域	第一種低層住居専用地域	
			第二種低層住居専用地域	
	田園住居地域			
	第2種区域		第一種中高層住居専用地域	
			第二種中高層住居専用地域	
			第一種住居地域	
			第二種住居地域	
	第3種区域		準住居地域	
			近隣商業地域	
			商業地域	
第4種区域	工業地域	準工業地域		
		学校、保育所、病院及び診療所（入院施設の有るもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の周囲約80メートル以内の区域		
	第2号区域	上記以外の区域		

振動	振動規制法に基づく振動の規制地域区分		都市計画法の用途地域	
	特定工場等	特定建設作業		
	第1種区域	第1号区域	第一種低層住居専用地域	
			第二種低層住居専用地域	
	田園住居地域			
	第2種区域		第一種中高層住居専用地域	
			第二種中高層住居専用地域	
			第一種住居地域	
			第二種住居地域	
	第2種区域		準住居地域	
			近隣商業地域	
			商業地域	
第2種区域	工業地域	準工業地域		
		学校、保育所、病院及び診療所（入院施設の有るもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の周囲約80メートル以内の区域		
第2号区域	上記以外の区域			

振動・騒音ともに、用途地域のうち旧玉湯町の区域、旧宍道町の区域及び旧東出雲町の区域を除く。

※「旧玉湯町の区域」とは平成17年3月31日の合併の日の前日の八束郡玉湯町の区域を、「旧宍道町の区域」とは平成17年3月31日の合併の日の前日の八束郡宍道町の区域を、「旧東出雲町の区域」とは平成23年8月1日の編入の日の前日の八束郡東出雲町の区域をいう。